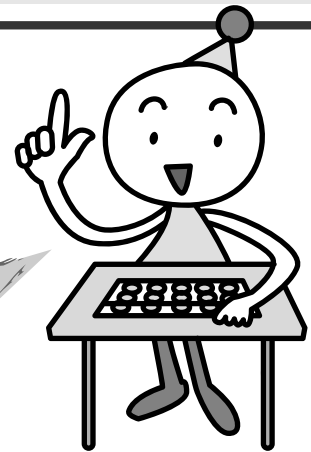


# 医療費と税金

医療費の総支払い額が多額の場合には、医療費控除の対象となり、確定申告をすることにより、税金がもどるか軽減されます。

意外に見落としがちなのが、  
薬代や交通費です。



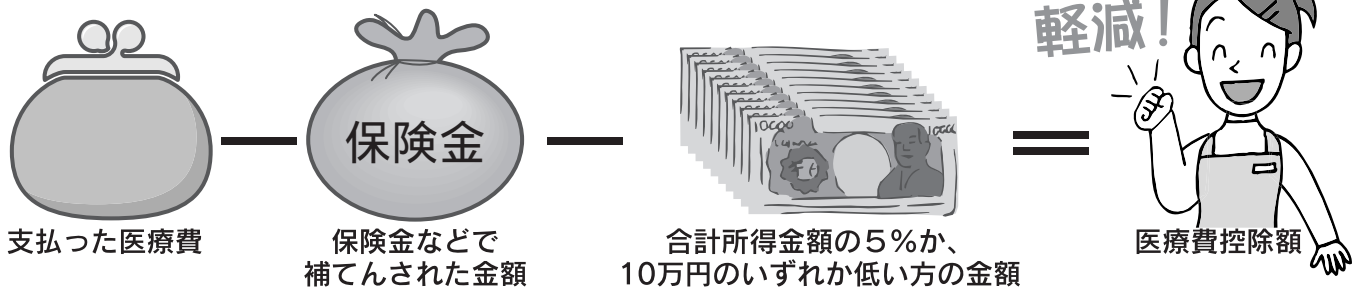
## 医療費控除が適用されるもの

医療費控除とは、健康保険でカバーのできない医療費を控除してくれるもの。その対象となる医療費とは、つぎのような費用をいいます。

- |   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 1 | 通常の保険診療の際の自己負担額。                                    | 6  | 通院のためのバス代、電車代、タクシー代。医師の送迎のためのタクシー代。入院のためのタクシー代。 |
| 2 | 歯科診療時の差額徴収治療などの自己負担額。                               | 7  | 付き添い人の費用（ただし、親族の人への謝礼は含みません）。                   |
| 3 | 治療・療養に必要な医薬品の購入。薬局で買ったカゼ薬など（健康増進のための栄養剤の購入費は含みません）。 | 8  | 助産師による分べんの介助を受けた費用。                             |
| 4 | マッサージ、指圧、はりきゅう、柔道整復師、接骨院にかかった費用。                    | 9  | 治療、療養上の必要から入室した差額ベッド代。                          |
| 5 | 保健師や看護師に療養の世話を受けた費用。                                | 10 | 出産の費用。  |
|   |   | 11 | 治療のための入歯や補聴器、義手、義足、松葉づえのための費用。                  |

## 医療費控除額の計算のしかた

医療費控除は最高200万円まで。本人及び本人と生計を一にしているご家族全員です。



## 領収証をもらうか、正確な記録を

費用がかかったときは、必ず領収証をもらいましょう。また、タクシー代などは、証拠となる細かい記録をつけましょう。薬を購入したときは、領収証に薬品名と本人や家族名を記入しておきましょう。領収証を発行してく

れない病院の場合には、医療を受けた者、支払い年月日、支払先、支払金額などの明細を記した書類を確定申告書に添付して、よく事情を説明しましょう。